

島根県報

第一、四四八号
平成十五年二月二十八日
(金曜日)

目次

規則	職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
告示	新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更	(地方課)	二
	島根県立病院使用料及び手数料条例第二条第三項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正	(医療対策課)	二
	土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	二
	土地改良事業計画書の縦覧(三件)	("	二
	土地改良事業変更施行の認可	("	三
	換地処分(二件)	("	三
	土地改良法の規定に基づく工事完了の届出	("	四
	解除予定保安林	(森林整備課)	四
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出(二件)	(商工企画課)	四
	道路の区域の変更	(道路整備課)	五
	道路の供用開始	("	七
	公有水面埋立免許の出願	(港湾空港課)	八
公告	地積を特に減じて換地を定める土地の指定	(農村整備課)	一〇
	大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧	(商工企画課)	一二
	都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課)	一三

教委告示

博物館登録原簿への登載

公安規則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

内水面漁管委告示

平成十五年水産動植物の増殖計画

(漁業管理課) 一三

公布された条例等のあらまし

◇職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第八号)

- 一 規則の概要
 - 1 日額旅費を受ける者から警察署に勤務する警察官、婦人補導員、交通巡視員及び駐在所に勤務する保健師を削除することとした。(第七条関係)
 - 2 その他規定の整理
- 二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

規 則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年二月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第八号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和二十七年島根県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表第二号日額旅費を受ける者の欄中「第十五条の七第一項第二号」を

「第十五条の九第一項第二号」に改め、同表第二から第六までの号支給条件の欄中「又は警察署」を削り、同表中第五号及び第六号を削り、第六号の二を第五号とし、第七号を第六号とし、第七号の二を第七号とし、第七号の三を第七号の二とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

告示

島根県告示第百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、浜田市長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、町の区域を変更する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年二月二十八日

島根県知事 澄田信義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の町
浜田市原井町三〇二五及び三〇四九の地先の公有水面埋立地	一、三四九・六〇平方メートル	浜田市原井町

(ただし、右地番は平成十四年十一月二十一日現在のものである。)

島根県告示第百六十号

島根県立病院使用料及び手数料条例第二条第三項の規定による使用料及び手数料の額

(昭和四十八年島根県告示第百三十五号)の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から施行する。ただし、羊水染色体検査の項を加える改正規定は、平成十五年三月一日から施行する。

平成十五年二月二十八日

島根県知事 澄田信義

先天性代謝異常検査採血料の項の次に次のように加える。

羊水染色体検査 一回につき 六万二千元

短期人間ドックの項中「六万三千五百円」を「六万二千六百円」に改め、入院期間が百八十日を超えた日以後の入院料の項中「四百六十円」を「九百三十円」に、「六百円」を「千二百円」に改め、「通算される者」の下に「であって入院期間が三年を超えないもの」を加える。

島根県告示第百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区連合から役員の内届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年二月二十八日

島根県知事 澄田信義

伯太川沿岸土地改良区連合

退任した役員の氏名及び住所

理事

奥野 清 能義郡伯太町大字西母里一四三五番地の内第一

島根県告示第百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年二月二十八日

島根県知事 澄 田 信義

事業主体名 鹿足郡日原町土地改良区	事業名 日原第四地区農道舗装事業 (非補助土地改良事業)	縦覧に供する書類の名称 土地改良事業 計画書の写し	縦覧の期間 告示の日から 二十一日間	縦覧の場所 日原町役場
----------------------	------------------------------------	---------------------------------	--------------------------	----------------

島根県告示第百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第五項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年二月二十八日

島根県知事 澄 田 信義

事業主体名 横田町	事業名 三井野地区農道事業（基盤整備促進事業）	縦覧に供する書類の名称 土地改良事業 計画書の写し	縦覧の期間 告示の日から 二十一日間	縦覧の場所 横田町役場
--------------	----------------------------	---------------------------------	--------------------------	----------------

島根県告示第百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第五項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年二月二十八日

島根県知事 澄 田 信義

事業主体名 石見町	事業名 上別所地区農道事業（基盤整備促進事業）	縦覧に供する書類の名称 土地改良事業 計画書の写し	縦覧の期間 告示の日から 二十一日間	縦覧の場所 石見町役場
--------------	----------------------------	---------------------------------	--------------------------	----------------

島根県告示第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行を認可した。

平成十五年二月二十八日

島根県知事 澄 田 信義

事業主体名 八束郡八雲村土地改良区	事業名 恩部地区農道事業（がんばる島根農林総合事業・小規模土地基盤整備事業）	認可年月日 平成十五年二月十九日
----------------------	---	---------------------

島根県告示第百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年二月十八日付けで県営土地改良事業に係る飯石北地区上多根工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年二月二十八日

島根県知事 澄 田 信義

島根県告示第百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年二月十八日付けで県営土地改良事業に係る飯石北地区高窪後谷工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四項の規定により告示する。

平成十五年二月二十八日

島根県知事 澄 田 信義

島根県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年二月二十八日

島根県知事 澄 田 信義

事業主体名	事 業 名	完了年月日
松江土地改良区	ソリ田地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	平成十四年十二月二日

島根県告示第六十九号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年二月二十八日

島根県知事 澄 田 信義

- 一 解除予定保安林の所在場所
簸川郡湖陵町大字畑村九七三の三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定により次のとおり告示する。なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十五年二月二十八日

島根県知事 澄 田 信義

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
今井書店グループセンター店 島根県松江市乃木福富町一〇〇
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
株式会社松江今井書店 代表取締役社長 今井直樹 島根県松江市殿町六三
 - 3 変更しようとする事項
 - (一) 大規模小売店舗の名称
 - (変更新前) 今井書店乃木福富店（仮称）
 - (変更新後) 今井書店グループセンター店
 - (二) 大規模小売店舗の所在地
 - (変更新前) 島根県松江市乃木福富六街区
 - (変更新後) 島根県松江市乃木福富町一〇〇
 - (三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (変更新前) 合名会社松江今井書店 代表社員社長 田江泰彦
 - (変更新後) 株式会社松江今井書店 代表取締役社長 今井直樹
 - 4 変更の年月日
 - 前記3(一)(二) 平成十四年十二月一日
 - 前記3(三) 平成十五年一月十日
- 二 届出年月日 平成十五年一月三十一日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 松江市商工課（松江市末次町八六番地）
 四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十五年二月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スプリングパワーセンター 島根県松江市黒田町八五番地一

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

有限会社みしまや 代表取締役 三島敏功 島根県松江市雑賀町九九番地

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前十時 (変更後) 午前九時

但し、みしまや春日店内の小売業者のみ

4 変更の年月日

平成十五年二月二十一日

二 届出年月日 平成十五年二月十四日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 松江市商工課（松江市末次町八六番地）

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第七十二号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年二月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第七十三号

道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する隠岐支庁又は土木建築事務所において一般の縦覧に供する。
平成十五年二月二十八日
島根県知事 澄田信義

一般国道	道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する隠岐支庁又は土木建築事務所の名称	備考
四百三十一号			出雲市西園町二七一番二地先から同町三三六番三地先まで	一七一・五〇メートル	平成十五年二月二十八日	出雲土木建築事務所	

〃	〃	〃	大原郡大東町大字大東下分三三九番二地先から同大字三三三番一地先まで	後 B	前 B	前 A	後	前	後	前	後	前	〃	〃
仁摩瑞穂線	吉田瑞穂線	玉湯吾妻山線	大原郡大東町大字大東下分一七三番四地先から同大字一七二番四地先まで	五・五〇〇 五五・〇〇〇	五・五〇〇 五五・〇〇〇	五・四〇〇 八・七〇〇	八・〇〇〇 三八・〇〇〇	八・〇〇〇 二二・〇〇〇	一二・〇〇〇 一七・〇〇〇	五・〇〇〇 九・〇〇〇	七・〇〇〇 一五・五〇〇	五・〇〇〇 八・〇〇〇	〃	〃
			大田市大森町字長屋ハ三九番一地先から同町字神田イ一一一六番一地先まで	二、〇三三・〇〇〇	二、〇三三・〇〇〇	一、八九四・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	九八・〇〇〇	九八・〇〇〇	九五・〇〇〇	九七・〇〇〇	〃	〃
			邑智郡瑞穂町大字鱒淵二一番一地先から同郡邑智町大字下田所一三一一番一地先まで										市道移管	
						大田土木建築事務所	川本土木建築事務所							

上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
ダブルウェイ解消
市道移管

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
西郷都万五箇線	〃	〃	〃	海士島線	〃	外園高松線	宮内掛合線	三刀屋佐田線	〃	〃	四百八十五号	二百六十一号
隠岐郡都万村大字蛸木字桐山八七一番一地从先から同地番先まで	隠岐郡海士町大字御波三七四番一地从先から同大字三七五番一四地先まで	隠岐郡海士町大字御波三八〇番四地先から同大字三八〇番一地从先まで	隠岐郡海士町大字御波三八五番一地从先から同大字三八二番二地先まで	隠岐郡海士町大字福井四五〇番一地从先から同大字四二〇番二地先まで	出雲市長浜町四九八番一地从先から同町四九五番地先まで	出雲市西園町二七五番地先から同町三三五番地先まで	飯石郡掛合町大字穴見一八七番二地从先から同大字二三五番一地从先まで	飯石郡三刀屋町大字乙加宮一二〇八番八地先から同大字二五二八番一地从先まで	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字タヤ三番一〇地先から同大字タヤサキ三三番一地从先まで	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字蛸崎二一九番一地从先から同字二〇一番地先まで	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字蛸崎二〇五番七地先から同字二〇二番二地先まで	邑智郡石見町大字井原三五九六番九地先から同大字三六一二番五地先まで
三九二・〇〇	五五・〇〇	九七・〇〇	九三・〇〇	四二〇・〇〇	五四・〇〇	一一七・〇〇	二八〇・〇〇	二二四・〇〇	二八〇・〇〇	二一・八〇	一三四・二〇	二二〇・〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成十五年二月二十八日	平成十五年三月十二日	平成十五年二月二十八日	〃	平成十五年三月二十五日	平成十五年三月四日
〃	〃	〃	〃	隠岐支庁	〃	出雲土木建築事務所	〃	木次土木建築事務所	〃	〃	隠岐支庁	川本土木建築事務所

島根県告示第百七十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条の規定により、次のとおり公有水面

埋立免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から三週間一般の縦覧に供する。

平成十五年二月二十八日

島根県知事 澄田信義

一 出願人

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

二 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字美田字スワダ一七一一番一及び一七一一番一三の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結ぶ平成十四年の秋分の満潮位(D・L+〇・四五メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 隠岐郡西ノ島町大字美田地内の四等三角点「大山」(北緯三六度五分一六秒三九、東経一三三度二分二八秒一三)から六〇度五〇分一五秒、八四八・八〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三三五度二分一七秒、九・五〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二四五度二分一五秒、五・二〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三三五度二分四三秒、六・五五メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二六三度二分五〇秒、五〇・六五メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二六六度三五分一六秒、五・一六メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二七五度四一分四二秒、八・七五メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二八六度三五分三〇秒、九・一七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二八九度〇分四九秒、五九・八一メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二九五度八分二九秒、一九・〇三メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三〇三度五七分三五秒、一九・〇三メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三一二度四六分二一秒、一九・〇三メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から三二一度三五分二二秒、一九・〇三メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三三二度一分一秒、二五・九七メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から三三八度二分一四秒、一六四・五四メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から三四二度四分二五秒、七・一三メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から三五三度五三分一七秒、九・九六メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から五度二分三七秒、七・五四メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から一六度三二分二六秒、九・五五メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から二二度四分一〇秒、四九・七〇メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から二八五度四分五二秒、六・二六メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から一五度五分一六秒、二・二二メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から二八五度四分四二秒、九・八七メートルの地点

(三) 面積

八、七〇一・四五平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字美田字スワダ一七一一番一二、一七一一番一三及び一七一一番一四の地内並びに同町大字美田字スワダ一七一一番一四に接する町道並びに同町大字美田字スワダ一七一一番一二及び一七一一番一三の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とTの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 隠岐郡西ノ島町大字美田地内の四等三角点「大山」(北緯三六度五分一六秒三九、東経一三三度二分二八秒一三)から六一度六分五五秒、八五一・五四メートルの地点

Bの地点 Aの地点から三二四度三分五五秒、九一・五〇メートルの地点

Cの地点 Bの地点から二八三度四分六一秒、七一・〇九メートルの地点

Dの地点 Cの地点から三二二度四分二四秒、四五・〇二メートルの地点

Eの地点 Dの地点から三三八度一分三三秒、一六〇・二九メートルの地点

Fの地点 Eの地点から二一度一分三五秒、五二・七八メートルの地点

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業阿宮地区第二工区において樹立する換地計画に關し、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、同条第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により

- 三 埋立地の用途
海岸保全施設用地
 - 四 出願の年月日
平成十五年二月二十日
 - 五 縦覧場所
島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁土木建築局島前出張所及び西ノ島町役場
- (二) 面積
- 三八、八三五・一七平方メートル
 - Gの地点 Fの地点から二八五度四六分二九秒、八八・五八メートルの地点
 - Hの地点 Gの地点から二〇〇度四二分三二秒、五八・九五メートルの地点
 - Iの地点 Hの地点から一八六度三一分二五秒、四〇・二二メートルの地点
 - Jの地点 Iの地点から一六六度二〇分五一秒、六九・二九メートルの地点
 - Kの地点 Jの地点から七三度五一分五〇秒、一八・七八メートルの地点
 - Lの地点 Kの地点から一五九度九分、四二・八〇メートルの地点
 - Mの地点 Lの地点から一五七度三九分二秒、五〇・九一メートルの地点
 - Nの地点 Mの地点から一四八度八分四二秒、四六・二七メートルの地点
 - Oの地点 Nの地点から一四一度一九分九秒、二四・六四メートルの地点
 - Pの地点 Oの地点から一三〇度五八分五四秒、一〇・四〇メートルの地点
 - Qの地点 Pの地点から一二六度〇分九秒、八七・〇九メートルの地点
 - Rの地点 Qの地点から二六度一九分二六秒、一七・三二メートルの地点
 - Sの地点 Rの地点から一〇六度五九分三八秒、三三・五六メートルの地点
 - Tの地点 Sの地点から八五度一四分三八秒、六〇・三六メートルの地点

公告する。

平成十五年二月二十八日

一 従前の土地の表示

島根県知事 澄 田 信 義

市郡 町村	大字	字	地番	地目	地積 (平方メートル)	特に減ずる地積 (平方メートル)	摘要
斐川郡 斐川町	阿宮		三八二二二	田	六二六	二八一	
〃	〃		七八二	〃	七六九	三三七	
〃	〃		八六一	〃	一三四四	七一九	
〃	〃		五七五三	〃	九〇五	二三五	
〃	〃		五七一	畑	二四	一	
〃	〃		五七七二	田	一七七	一一〇	
〃	〃		五七七五	〃	四一三	一八七	
〃	〃		五七三六	〃	一九一	六三	
〃	〃		七八六一六	〃	五三四	三四	
〃	〃		七九一一〇	〃	三〇九	一六三	
〃	〃		五七三三四	〃	五九四	三八	

八五二一一	六五九一一	八五二一五	八七六一一	七八七一二	七二二一一	六六〇	二二六一一	八六〇一三	七五四一三	六六三一一	二二五一二	七〇七一一	八六五一一五
二九二	五五九	八八〇	三六〇	五七六	八五一	六一四	三二〇	五三六	六一	七五三	三五三	三三五	二二二
七七	四八〇	五七	一一一	四〇〇	三五九	三二六	二〇九	二	三六	二二五	一八九	二六〇	八六

二 指定年月日
平成十五年二月十四日

〃	〃	〃	八三七一二	〃	二〇六	一八一
〃	〃	〃	〃	〃	一〇六一	六九
〃	〃	〃	七三四	〃	三九三	三〇五

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第十一条第三項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年二月二十八日

島根県知事 澄 田 信義

一 届出があった大規模小売店舗の名称及び所在地

今井書店グループセンター店 島根県松江市乃木福富町一〇〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び所在地

株式会社松江今井書店 代表取締役社長 今井直樹 島根県松江市殿町六三

三 届出の理由

今井書店グループの合併のため

四 合併した日

平成十四年十二月一日

五 合併前に届出をした者の名称、代表者の氏名及び所在地

合名会社松江今井書店 代表社員社長 田江泰彦 島根県松江市殿町六三

六 合併に係る面積

二、六五〇平方メートル

七 縦覧場所

松江市商工課（松江市末次町八六番地）

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年二月二十八日

- 一 都市計画の種類
浜田都市計画用途地域
- 二 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

教育委員会告示

島根県教育委員会告示第一号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定により、平成十五年二月二十八日博物館登録原簿に次のとおり登録した。

平成十五年二月二十八日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

登録番号	設置者の名称	博物館の名称	博物館の所在地
第十四号	広瀬町	広瀬町立加納美術館	能義郡広瀬町布部三四五番地二七

公安委員会告示

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 2 月28日

島根県公安委員会委員長 中瀬章

島根県公安委員会規則第 2 号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
島根県警察の組織に関する規則（平成 7 年島根県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

- 第12条に次の 1 号を加える。
- (8) 街頭犯罪等対策室に関すること。

第16条の次に次の 1 条を加える。

（街頭犯罪等対策室）

第16条の 2 生活安全企画課に、街頭犯罪等対策室を附置する。

2 街頭犯罪等対策室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 街頭犯罪等抑止総合対策の企画及び調査に関すること。
- (2) 街頭犯罪等の抑止対策の推進及び指導に関すること。
- (3) 街頭犯罪等の検挙対策の推進及び指導に関すること。

第48条の次に次の 1 条を加える。

（街頭犯罪等対策室長）

第48条の 2 街頭犯罪等対策室に、室長を置く。

2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 室長は、街頭犯罪等対策室の事務をつかさどる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成15年 2 月25日から適用する。

内水面漁場管理委員会告示

島根県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十七条の規定に基づく平成十五年度水産動植物の増殖計画は次のとおりである。

平成十五年二月二十八日

島根県内水面漁場管理委員会会長 彦田和昭

一 水産動植物放流計画

二 産卵場造成計画

漁業権免許番号	魚種	面積(平方メートル)	面積(平方メートル)	面積(平方メートル)
内共第二号 斐伊川			うぐい 一二五	
内共第三号 神戸川(下流)		一九八〇		
内共第六号 江川			一〇〇〇	
内共第七号 八戸川			二〇〇〇	
内共第九号 三隅川		三〇〇		
内共第十号 高津川		一〇〇〇		おいかわ(はえ) 面積(平方メートル) 五〇〇

毎週火・金曜日発行

平成十五年二月二十八日印刷
平成十五年二月二十八日発行

発行者

島

根

県

印刷所

松江学園南町

松江学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)